**実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性について**

資料２

１　障害者差別解消法における実効性の確保

（１）行政措置による実効性の確保

　障害者差別解消法は、行政措置により、事業者の取組みについて、その実効性を確保することにしている。

　法第１２条では、行政措置による実効性の確保として、第８条の事業者における障がいを理由とする差別の禁止に関し、主務大臣による事業者に対する「報告聴取」、「助言」、「指導」、「勧告」が規定されている。

（２）基本的な考え方

　行政措置には、他にも、法的強制力を伴う改善命令や社会的制裁としての公表等が存在するが、法ではガイドライン等に即した事業者の自主的な取組みを促すことを基本としており、行政措置は比較的緩やかなもの（非権力的な行政指導）に限定されている。

　事業者が法に違反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など「特に必要があると認められるとき」は、事業者に対する「報告聴取」、「助言」、「指導」、「勧告」をすることができるとされている。

　基本方針において、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者の自主的な取組みを尊重する法の趣旨に沿って、まず、「報告聴取」、「助言」、「指導」により改善を促すことを基本とする必要があるとしている。

　しかしながら、現時点では、要件や手続き等具体的な内容は、基本方針においても、明らかにされていない。

（３）罰則

　事業者が法律に違反した場合の直接的な罰則は規定されていないが、主務大臣の報告の求めに従わなかったり、虚偽の報告を行ったりした場合には、罰則（２０万円以下の過料）が課されることになる。

（４）地方公共団体による処理

　主務大臣の行政措置（事業者に対する「報告聴取」、「助言」、「指導」、「勧告」）に関する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体が行うことができるとしている。

　しかしながら、現時点では、政令で定める内容は、明らかにされておらず、地方公共団体がどのように事務を行うことができるのかは不明となっている。

（５）まとめ

* 障害者差別解消法は、事業者による自主的な取組みを基本としつつ、行政措置により、実効性を確保している。
* ただし、その行政措置は比較的緩やかなものに限定され、行われる場合も「特に必要があると認められるとき」になっている。
* 行政措置の発動に当たっても、まずは「報告聴取」、「助言」、「指導」により改善を促すとしており、事業者による自主的な取組みを尊重し、段階的な発動になっている。
* 事業者が法律に違反した場合の直接的な罰則はない。
* しかしながら、現時点では、行政措置の具体的な内容や地方公共団体が処理する事務を定める政令は明らかにされておらず、今後の国の動向を踏まえる必要がある。

２　他自治体（都道府県）の条例における実効性の確保

（１）実効性の確保のための措置の状況

　（ア）勧告

　　　　あり：１０、なし：１

　（イ）公表

　　　　あり：８、なし：３

　（ウ）罰則

　　　　あり：０、なし：１１

　（参考）状況一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 都道府県名 | 勧告 | 公表 | 罰則 |
| 千葉県 | あり | なし | なし |
| 北海道 | あり | あり | なし |
| 岩手県 | なし | なし | なし |
| 熊本県 | あり | あり | なし |
| 長崎県 | あり | あり | なし |
| 沖縄県 | あり | なし | なし |
| 茨城県 | あり | あり | なし |
| 鹿児島県 | あり | あり | なし |
| 京都府 | あり | あり | なし |
| 富山県 | あり | あり | なし |
| 奈良県 | あり | あり | なし |

（２）千葉県の具体的な仕組み

　不利益取扱いをすること及び合理的な配慮に基づく措置を行わないことに係る事案について、勧告制度を設けている。

* 調整委員会が、助言やあっせんを行ったにもかかわらず、差別をした者が、正当な理由なく、助言やあっせんに従わない場合、調整委員会は、知事に対して差別解消の勧告の発動を求めることができる。

この場合、正当な理由とは、差別をしたと認められる者が入院治療を受けているなど、助言やあっせんに従うことのできないやむを得ない事情等がある場合をいう。

* 知事は、調整委員会から勧告の発動を求められた場合、その意見を尊重して、書面により勧告を行うことができる。
* 条例が目指す解決方法は、相談員等を交えての話し合いや、調整委員会の助言やあっせんに基づく、当事者間の自主的な解決であるため、勧告は、明らかに悪質なケースに限定して発動する。
* 知事は、正当な理由なく知事の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう書面により勧告を行う。
* 知事は、勧告する場合は、意見の聴取を行う必要がある。
* 勧告に従わない場合の公表制度は設けられていない。なお、公表制度については、条例の運用状況を踏まえ議論する必要があるが、適正手続の確保のほか、個人情報保護の観点からも、慎重な検討が必要であると考えられている。

（３）熊本県の具体的な仕組み

　不利益取扱いに係る事案について、勧告制度及び公表制度を設けている。

* 知事は、調整委員会の求めがあった場合に、必要があったと認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
* 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することができる。
* 公表はあくまでも実効性を確保するための最後の担保措置であり、条例の趣旨や公益性を踏みにじるような悪質な事例であって、社会的影響が大きく、看過することにより今後の条例の運用に重大な支障を来すおそれがある場合に限定して行う。
* 公表に当たっては、手続きの慎重を期すため、あらかじめ意見を述べる機会を与える。

３　実効性の確保のための措置の必要性に関する考えられる論点

　障害者差別解消法の趣旨に沿って、事業者における自主的な取組みを促すこと、かつ、相談、紛争の防止・解決の体制を整備して、当事者間の調整を行い、話し合いによる解決を図ることを基本とすべきである。

しかしながら、それらに期待することが困難な場合を想定して、たとえば、合議体によるあっせんを行っても、正当な理由なく、事業者があっせんに従わない場合に、障害者差別解消法が規定する行政措置を踏まえた上で、府独自の仕組みとして

（１）実効性の確保のための措置が必要かどうか

（２）（必要な場合は）どのような措置（勧告、公表、罰則）が適当か

　なお、差別解消部会の提言では、考えられる仕組みの例として、合議体があっせんを行っても、事業者が正当な理由なく従わない場合に、勧告を行うことや、正当な理由なく勧告に従わない場合には公表を行うことなどを検討する必要があるとしている。